高速道路工事一部完了公告

中日本高速道路株式会社公告第９号

本会社において実施した高速道路の改築工事の一部が下記のとおり完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 27 年３月 19 日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

記

路　線　名	工　事　の　区　間	工事の種類	工事一部完了の日
一般国道271号 （小田原厚木道路）	神奈川県小田原市風祭	改築工事	平成27年３月20日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成 27 年３月 19 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

１．［２］⑵⑳に、次を加える。

企画割引「瀬戸内周遊ドライブパス2015・山陽周遊編」

イ　割引をする自動車

ハ①に定める期間のうち連続する最大３日間又はハ②に定める期間のうち連続する最大２日間にニ①ａ、ｂ又はｃに定めるインターチェンジからニ②に定めるインターチェンジまで往復し、ニ②に定めるインターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。以下同じ。）のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

ロ　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、ハ実施する期間及びニ①出発及び到着エリアに対して次のとおりとする。

ハ①全日３日間プラン

車　　種	ニ①ａ	ニ①ｂ	ニ①ｃ
軽自動車等	7,800円	6,000円	8,000円
普　通　車	9,800円	7,500円	10,000円

ハ②土日２日間プラン

車　　種	ニ①ａ	ニ①ｂ	ニ①ｃ
軽自動車等	6,000円	4,400円	6,100円
普　通　車	7,500円	5,500円	7,600円

ハ　実施する期間

①　全日３日間プラン

平成27年３月20日から平成27年６月30日（ただし、平成27年５月２日から平成27年５月６日の間は除く。）

②　土日２日間プラン

平成27年３月20日から平成27年６月30日までの土曜日、日曜日（ただし、平成27年５月２日から平成27年５月６日の間は除く。）

ニ　適用インターチェンジ

①　出発及び到着エリア

ａ	高速自動車国道中央自動車道西宮線の京都東インターチェンジから茨木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ（ただし、久御山淀インターチェンジは除く。）、高速自動車国道中国縦貫自動車道の中国吹田インターチェンジから神戸三田インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の神戸北インターチェンジ及び神戸西インターチェンジ並びに本州四国連絡高速道路株式会社の管理する一般国道28号の神戸西インターチェンジから布施畑インターチェンジまでの間の各インターチェンジ（ただし、一般国道２号（第二神明道路）又は兵庫県道高速北神戸線及び神戸市道高速道路湾岸線を、垂水ジャンクションを経由して利用する場合を含む。）
ｂ	高速自動車国道四国縦貫自動車道の三島川之江インターチェンジから大洲インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線の徳島インターチェンジから大野原インターチェンジまでの間の各インターチェンジ（ただし、津田東インターチェンジからさぬき三木インターチェンジまでの間の各インターチェンジについては、当該区間に係る供用開始の日から適用する。）、高速自動車国道四国横断自動車道愛南大洲線の西予宇和インターチェンジ及び大洲北只インターチェンジ、一般国道11号（高松東道路）の津田東インターチェンジからさぬき三木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ（ただし、高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジからさぬき三木インターチェンジまでの区間の供用開始の日の前日まで適用する。）、一般国道196号（今治・小松自動車道（今治小松道路））の東予丹原インターチェンジからいよ小松北インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに本州四国連絡高速道路株式会社の管理する一般国道30号の坂出インターチェンジ及び坂出北インターチェンジ。
ｃ	高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線の門司インターチェンジから久留米インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線の筑後小郡インターチェンジ、高速自動車国道東九州自動車道の苅田北九州空港インターチェンジからみやこ豊津インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道関門自動車道の門司インターチェンジ及び門司港インターチェンジ並びに一般国道11号（椎田道路）のみやこ豊津インターチェンジから椎田南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

②　周遊エリア

高速自動車国道中国縦貫自動車道の山口インターチェンジから美祢東インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の山陽姫路東インターチェンジから宮島スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び岩国インターチェンジから山口南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線の広島西風新都インターチェンジ、一般国道２号（広島岩国道路）の廿日市インターチェンジから大竹インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに本州四国連絡高速道路株式会社が管理する一般国道30号の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。